平成２６年（フ）第４９１号
神奈川県愛甲郡愛川町春日台１丁目５番地の11、商業登記簿上の本店所在地神奈川県相模原市南区当麻832番地７
破産者　有限会社厚木製作所
1　決定年月日　平成27年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第９９号
長野市篠ノ井布施高田293番地１
破産者　有限会社石川
1　決定年月日　平成27年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１００号
長野市篠ノ井布施高田293番地１
破産者　有限会社グリーン都市計画
1　決定年月日　平成27年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４７号
静岡市駿河区広野３丁目３番２号
破産者　株式会社オーシャンフィールド
1　決定年月日　平成27年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２４４６号
大阪府交野市私部８丁目29番３号
破産者　株式会社オーベルホーム
1　決定年月日　平成27年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３７９号
大阪市東淀川区東中島１丁目21番２―809号
破産者　有限会社ナガシマ商事
1　決定年月日　平成27年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５６２８号
大阪市平野区長吉長原１丁目５の46
破産者　有限会社フォルテ
1　決定年月日　平成27年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９３号
大阪府高槻市柱本６丁目４番１号
破産者　総合商社タケヨシグループ有限会社
1　決定年月日　平成27年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９４号
大阪府高槻市柱本６丁目４番１号
破産者　タケヨシ商事株式会社
1　決定年月日　平成27年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８４０号
大阪市北区梅田２丁目４番９号
破産者　ヴァーグ株式会社
1　決定年月日　平成27年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１３号
徳島県徳島市国府町早淵字松の久保161番地８
破産者　有限会社みやび
1　決定年月日　平成27年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２２号
高知県土佐清水市本町３番７号
破産者　有限会社ヨンレイ
1　決定年月日　平成27年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所中村支部

平成２６年（フ）第６９号
高知県宿毛市中央５丁目２番27号
破産者　協同組合宿毛専門店会
1　決定年月日　平成27年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所中村支部

平成２６年（フ）第３０８号
群馬県伊勢崎市東小保方町3440番地７
破産者　株式会社マテック
1　決定年月日　平成27年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１１８８号
東京都豊島区池袋２丁目61番８号
破産者　弁護士法人つくし法律事務所
1　決定年月日　平成27年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９号
東京都東村山市本町３丁目２番地７グリーンビラ本町103
破産者　橋本　良太
1　決定年月日　平成27年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第８６号
東京都町田市原町田１丁目12番19―206号
破産者　長野　健一
1　決定年月日　平成27年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１４１号
東京都小金井市本町３丁目６番17号
破産者　長澤　翔吾
1　決定年月日　平成27年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１７１号
東京都青梅市師岡町１丁目165番地の４
破産者　星野　　實
1　決定年月日　平成27年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２０１号
横浜市都筑区富士見が丘５番４号
破産者　株式会社フリーダム・バード
1　決定年月日　平成27年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０２号
最後の住所横浜市都筑区富士見が丘５番４号
破産者　被相続人亡星子眞一郎相続財産
1　決定年月日　平成27年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２８５号
岡山市中区福泊199番地16、旧住所岡山市北区高柳西町11番24号
破産者　藤本　純一（旧姓金田）
1　決定年月日　平成27年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部